

**平成29年度**

**教育事務点検・評価結果報告書**

**平成30年1月**

**結城市教育委員会**



# 目 次

1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
	教育事務点検・評価の流れ	2
4	点検・評価結果の活用	3
5	点検・評価結果の概要	3
(1)	事務事業評価	3
①	事務事業の件数	3
②	評価項目と評価点（事後評価）	4
③	事業の方向性と内容	5
④	事務事業の改善方向性	6
6	平成29年度教育事務点検・評価結果一覧表	7

## 【参考資料】

○	結城市教育事務点検・評価実施方針	9
○	結城市教育事務評価委員設置規則	11
○	関係法令（抜粋）	13
○	平成29年度教育事務点検・評価の実施経過	14

## 1 趣旨

本市では、平成23年3月に第5次結城市総合計画を策定し、「未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり」を教育・文化の基本目標に掲げ、各種の施策・事業に取り組んでいるところです。

教育委員会の施策・事業については、これまでも広報誌やホームページ等で市民の皆様にお知らせしてまいりましたが、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月からは、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

教育委員会では、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される開かれた教育行政を推進するとともに、効果的な教育行政の一層の推進を図るため、「教育事務の点検・評価」を実施しており、その結果を報告するものです。

## 2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、主要事務事業を対象としています。

## 3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、主要事務事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の取組みの方向性を示しています。
- (2) 結城市が実施している行政評価システムを活用し、評価対象事業について、担当職員の記入者評価、及び担当課長の翌年以降の事業の方向性の判断（一次評価）を行い、企画調整会議において、一次評価の内容及び方向性が適切か、全庁的な視点に立ってチェック（最終評価）を行いました。
- (3) 外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、主要事務事業の内部評価の結果を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する方々の外部評価を実施いたしました。

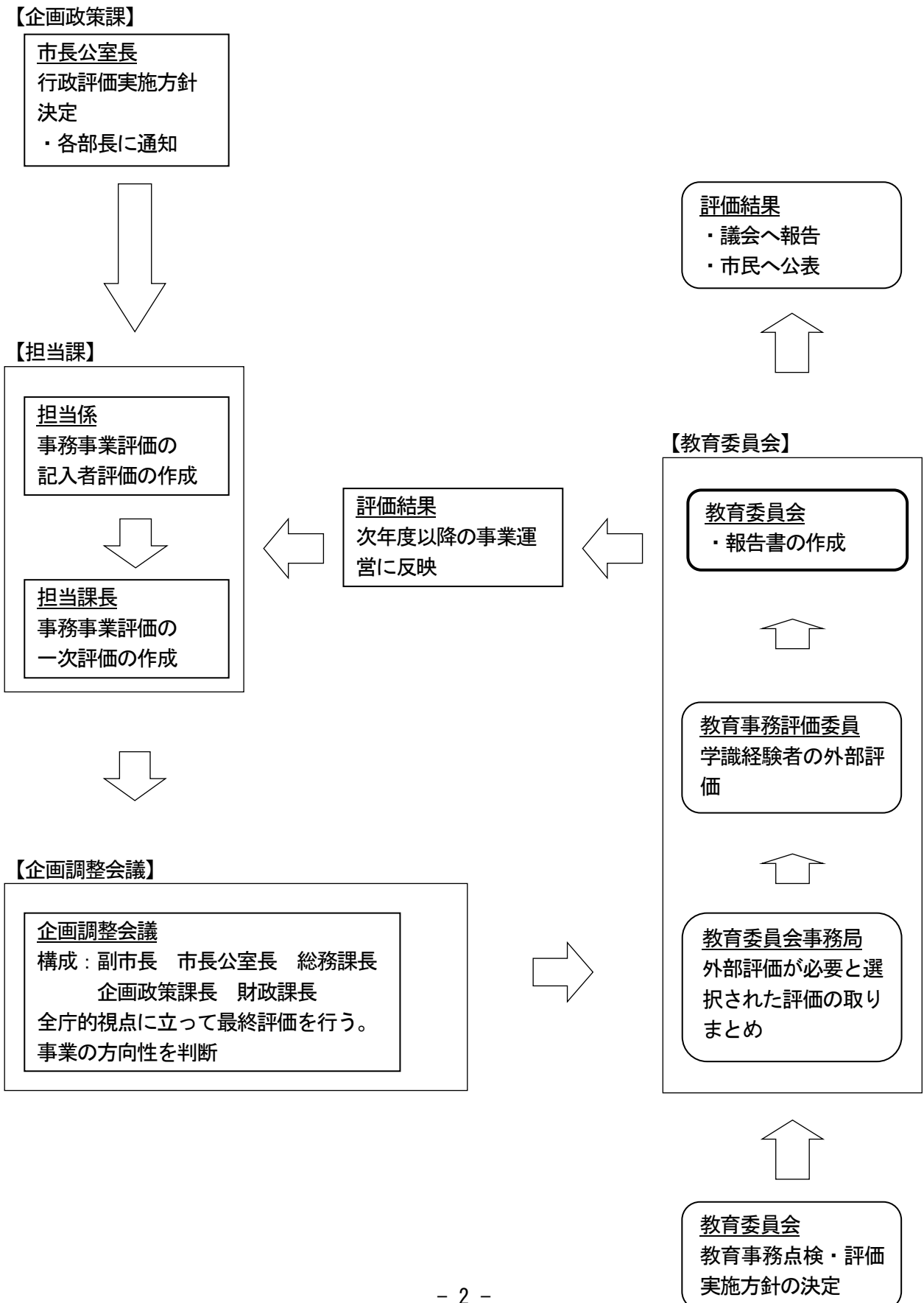
外部評価をいただいた「教育事務評価委員」の方々は、次のとおりです。

結城市教育事務評価委員（敬称略）

区 分	氏 名	役 職 等
代表評価委員	伊 東 健	元結城市教育委員会教育長
評 価 委 員	柳 田 正 子	元結城市教育委員会教育委員
評 価 委 員	廣 江 敏 男	結城市代表監査委員

※任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日（2年）

# 教育事務点検・評価の流れ



## 4 点検・評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、事務事業及び教育活動の具体的な見直し、改善等を行い、次年度以降の事業運営及び学校運営に反映させます。

## 5 点検・評価結果の概要

### (1) 事務事業評価

#### ① 事務事業の件数

平成29年度においては、第5次結城市総合計画実施計画に位置づけられており、平成30年度開始の新規事業及び平成28年度から継続して実施している主要事務事業の中から、特に外部評価が必要と事務局が選択した表1の主要事務事業です。

表1 点検及び評価対象事業

NO.	主要事務事業名	担当課
1	社会人TT配置事業	学校教育課
2	小学校施設整備事業	学校教育課
3	中学校施設整備事業	学校教育課
4	教育指導事務経費（読書活動奨励）	指導課
5	外国語指導助手派遣事業	指導課
6	小学校英語活動推進事業	指導課
7	紬のふるさと体験授業推進事業	指導課
8	ふるさと・体験事業	生涯学習課
9	公民館運営事業	生涯学習課
10	文化施設管理運営事業（アクロス）	生涯学習課
11	スポーツ団体・指導者育成事業	スポーツ振興課
12	市民スポーツ大会開催事業（スポーツライフ推進事業）	スポーツ振興課
13	茨城国体推進事業	スポーツ振興課
14	体育施設管理運営事業（鹿窪運動公園管理運営経費）	スポーツ振興課
15	食育推進事業	学校給食センター
16	学校給食運営管理事業	学校給食センター

これらの事務事業を、次の評価項目について、運営上の問題や課題を明らかにしたうえで評価を行い、次年度以降の事業の方向性を診断しました。

② 評価項目と評価点（事後評価）

項目	指標	評価	評価点
必要性	事業の必要性、緊急性は高いか。	A	必要性は高い
		B	どちらとも言えない
		C	必要性は低い
妥当性	行政が実施すべき事業であるか。	A	妥当である
		B	どちらとも言えない
		C	見直す必要がある
	事業遂行の手段として適切か。	A	妥当である
		B	どちらとも言えない
		C	見直す必要がある
効率性	事業費、人件費の改善余地はあるか。	A	改善の余地はない
		B	どちらとも言えない
		C	改善の余地がある
公平性	受益者が特定の個人や団体に偏っていないか。	A	偏りは見られない
		B	どちらとも言えない
		C	偏りがある
有効性	事務事業の成果は上がっているか。	A	上がっている
		B	どちらとも言えない
		C	成果の向上は見られない
進捗度	事業の進捗は順調か。	A	順調である
		B	どちらとも言えない
		C	遅れている

### ③ 事業の方向性と内容

方向性	内 容
拡充（人・モノ・カネ等の拡充）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の拡大・重点化を図るもの。</li> <li>・人員や予算の拡大も含み、投入以上の成果（目標の拡大）を求める。</li> </ul>
改善・改革しながら継続 （成果向上・成果維持） （コスト削減・コスト維持）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投入量（予算・人員等）を維持または縮小を図りつつ、内容の充実・成果の拡大を図るもの。</li> <li>・成果はそのまま、投入量（予算・人員等）を維持または縮小を図るもの。</li> </ul>
現状のまま継続 （改善・改革なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に改善点が全くないので、事業を前年度と同様に実施していくもの。</li> </ul>
統合・新事業への展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業との統合や新たな事務事業への衣替えを行ない、全体的な効率の向上、成果の向上を図るもの。</li> </ul>
縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模（人員や予算等）を削減するもの。</li> <li>・活動内容が削減されることになるため、成果も必然的に縮小される。縮小による受益者への影響も考慮する。</li> </ul>
休止・廃止・終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を一時的に休止し、様子を見る、あるいは廃止するもの。</li> <li>・事業が完成した、事業の目的が完全に達成された、あるいは、予定していた事業の期間が終了したものの。</li> </ul>



#### ④ 事務事業の改善方向性

結城市教育事務点検・評価実施方針により、ホームページで公開することとされている事務事業の今後の方向性（平成29年度以降に向けての改善改革の方針）は、以下のとおりです。

##### 【主要事務事業】

##### ①内部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	2	12	2				16
割合	12.5%	75%	12.5%				100%

##### ②外部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	4	11	1				16
割合	25%	68.75%	6.25%				100%

※ 内部評価において、No.4 教育指導事務経費（読書活動奨励）については「現状のまま継続」No.13 茨城国体推進事業については「改善改革しながら継続」と評価されたが、外部評価において「拡充」との評価結果となった。

## 6 教育事務点検・評価結果一覧表

番号	事務事業名	評価担当課	内 部 評 価							外 部 評 価		
			必要性	妥当性		効率性	公平性	有効性	進捗度	事業の方向性	事業の方向性	外部評価委員意見
				実施主体	手段							
1	社会人TT配置事業	学校教育課	A	B	B	B	A	A	B	現状のまま継続	現状のまま継続	特別支援学校や特別支援学級教員OB等に積極的に働きかけ、人材の確保と資質向上に努められたい。
2	小学校施設整備事業	学校教育課	A	A	A	B	A	A	B	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	安全・安心確保のため、長寿命化に配慮し積極的に推進されたい。
3	中学校施設整備事業	学校教育課	A	A	A	B	A	A	B	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	安全・安心確保のため、長寿命化に配慮し積極的に推進されたい。
4	教育指導事務経費 (読書活動奨励)	指導課	A	A	A	B	A	A	A	現状のまま継続	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	読書活動の推進にあたっては、司書の拡充や図書館システムを活用し、読書活動の推進に努められたい。
5	外国語指導助手派遣事業	指導課	A	A	A	B	A	A	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	英語教育にはネイティブによる発音指導が不可欠なため、有能で親しみやすい人材の確保に努められたい。
6	小学校英語活動推進事業	指導課	A	A	A	B	A	A	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	外国語指導助手派遣事業と連携し、楽しい英語活動の充実に努められたい。
7	紬のふるさと体験授業推進事業	指導課	A	B	A	B	C	A	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	結城紬の着付け体験を通して、伝統産業への理解と郷土愛の育成に努められたい。
8	ふるさと・体験事業	生涯学習課	A	B	B	B	B	B	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	指導者の育成、人材確保に工夫し、ニーズに合った事業展開に工夫されたい。
9	公民館運営事業	生涯学習課	A	A	B	B	B	A	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	市民のニーズ、現代的課題、男性の講座参加等を考慮し、魅力ある講座に工夫されたい。
10	文化施設管理運営事業 (アクロス)	生涯学習課	A	A	B	B	A	B	B	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	計画的な施設改修により、利用者の利便性・安全性の向上に努められたい。
11	スポーツ団体・指導者育成事業	スポーツ振興課	A	A	A	C	A	A	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	多様な市民ニーズに対応できる指導者の発掘・育成とその支援策の充実に努められたい。
12	市民スポーツ大会開催事業 (スポーツライフ推進事業)	スポーツ振興課	B	A	A	A	A	A	B	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	伝統ある大会の内容の充実、より多くの人に参加できるスポーツレクリエーションの実施に努められたい。
13	茨城国体推進事業	スポーツ振興課	A	A	A	C	C	A	A	改善改革しながら継続	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	国体等の大会の成功を目指し、地域の活性化と市民協働による運営に努められたい。
14	体育施設管理運営事業 (鹿窪運動公園管理運営経費)	スポーツ振興課	A	A	A	B	A	B	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	駐車場拡張を推進し、施設設備の充実と安全確保に努められたい。
15	食育推進事業	学校給食センター	A	A	A	A	A	B	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	関係機関と連携し、食を通じた心身の健康増進と豊かな人間づくりに推進されたい。
16	学校給食運営管理事業	学校給食センター	A	A	A	B	A	B	A	改善改革しながら継続	改善・改革しながら継続	食の安全・安心のため、設備の計画的な更新と衛生管理に努められたい。

## 【 参 考 资 料 】

# 結城市教育事務点検・評価実施方針

平成29年8月25日

結城市教育委員会決定

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、結城市教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

## 1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、20年4月1日から施行された。教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくため、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方及び私立学校に関する教育行政について所要の改正が行われた。

この改正に伴い、新たに教育委員会に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」が義務付けられたため、結城市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、課題や事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される開かれた教育行政を推進する。

## 2 評価対象

結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、主要事務事業について、点検及び評価を行う。

## 3 評価方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策、主要事務事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 結城市が実施している行政評価システムを活用するものとし、結城市行政評価実施要項及び結城市行政評価実施方針に基づき、事務局が選択した事業について、評価対象事業担当課の記入者評価・1次評価及び企画調整会議による最終評価の再評価を行う。
- (3) 外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、主要事務事業の内部評価を

取りまとめ、結城市行政評価実施方針により、学識経験者の意見を聴取したうえで、教育委員会に報告し、確認を行う。

#### 4 外部評価

- (1) 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「結城市教育事務評価委員」を置く。
- (2) 教育事務評価委員は、3人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (3) 教育事務評価委員の任期は、2年とする。

#### 5 評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、次年度以降の事業運営に反映させる。

#### 6 評価結果の公表

- (1) 教育委員会において結城市教育事務評価委員長から報告を受けた点検及び評価を確認した後、報告書を作成し、結城市議会に提出する。
- (2) 市民に開かれた教育行政を運営するため、施策、主要事務事業の評価結果については、市ホームページで公開する。

## 結城市教育委員会規則第10号

結城市教育事務評価委員設置規則を次のように定める。

平成20年8月26日  
結城市教育委員会

### 結城市教育事務評価委員設置規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、結城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性を確保するため、結城市教育事務評価委員(以下「評価委員」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委嘱)

第3条 評価委員は、3人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表評価委員)

第5条 評価委員に代表評価委員を置き、評価委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表評価委員は、評価委員を代表し、評価委員の事務を統括する。
- 3 代表評価委員に事故があるときは、あらかじめ代表評価委員が指名する評価委員がその職務を代理する。

(評価委員会議)

第6条 評価委員は、必要に応じ、第2条の所掌事項について協議するため、評価委員会議を開催するものとする。

- 2 評価委員会議は、代表評価委員が招集し、代表評価委員がその議長となる。
- 3 評価委員会議は、評価委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 代表評価委員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5）次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6）第27条の2及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



平成29年度教育事務点検・評価の実施経過

期 日	内 容
平成29年6月 7日 ～6月30日	平成29年度行政評価シート作成 ・担当職員の記入者評価実施 ・担当課長の1次評価実施
8月18日	第1回企画調整会議 ・新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業の 一次評価結果の説明、再調整事項の確認
8月25日	教育委員会8月定例会 ・教育事務点検・評価実施方針の変更承認
9月20日	第2回企画調整会議 ・再調整後の新規事務事業、主要事務事業及び一般 事務事業の確認
10月 4日	第3回企画調整会議 ・新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業の 最終評価実施
11月16日	評価委員と教育事務点検、評価実施方針の変更について検討
12月12日	第1回教育事務評価委員会議 ・教育事務の点検・評価方法説明 ・教育事務事業内部評価結果の説明
12月20日	第2回教育事務評価委員会議 ・教育事務事業評価の外部評価実施 ・外部評価結果を教育委員会に報告
12月26日	教育委員会12月定例会 ・教育事務事業評価の外部評価報告
平成30年1月 4日～	教育事務の点検・評価結果報告書作成
1月26日	教育委員会1月定例会 ・教育事務点検・評価結果報告書の決定
3月	議会に教育事務点検・評価結果報告書を提出
	市ホームページに教育事務点検・評価結果を公表